

泉大津市観光グルメマップ作製業務
仕様書

令和5年10月
泉大津市政策推進課

1 業務名

泉大津市観光グルメマップ作製業務

2 業務の目的

本業務は、2025年大阪・関西万博及び大阪IRを控え、今後増えると予想されるインバウンド観光客の市内周遊及び市内飲食店の利用促進を図ることを目的に、泉大津市観光グルメマップ（以下「マップ」という。）を作製する。

3 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

4 納品場所

泉大津市役所 政策推進課（泉大津市東雲町9番12号）

5 業務内容

（1）マップの製作

- ・市内の観光スポット及び飲食店が一目で分かる魅力あるマップの日本語版
- ・製作したマップの多言語化【英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語】

（2）掲載店舗の募集

（3）（1）のWEB版の製作

- ・最低1年間の維持管理を行い、不具合が生じた際は早急に対応すること。

（4）そのほか上記（1）～（3）に付随する業務

6 規格・仕様等

（1）規格

マップの規格及びWEB版の掲載方法や掲載店舗の選定方法、観光スポット及び飲食店の掲載情報については提案すること。

（2）内容

写真・イラストによる市内全域図を示し、観光スポットや飲食店の位置関係が来訪者にわかりやすい内容にすること。

※（1）～（2）に関しては、別途提案があればこの限りではないが、持ち歩き可能なサイズとすること。

※なお、写真については、受注者が入手するほか、必要があれば発注者が提供を行う。

7 成果品

（1）マップ	計 10,000 部	日本語	4,000 部
		英語	4,000 部
		中国語	1,000 部（簡体字 500 部、繁体字 500 部）
		韓国語	1,000 部

- (2) 電子データ
 - ア 加工可能なデータ
 - イ 「PDFファイル」及び「JPEGファイル」(市ホームページ掲載用)
- ※納品の媒体については、CD-RまたはDVD-Rとし、マイクロソフト社のウィンドウズで使用できるものを1部納品すること。
- (3) 市がマップを公開・修正することに要するデータシステム一式

8 留意事項

- (1) 受注者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (2) 受注者が業務を遂行する上で、必要な写真、画像データや資料等は受注者が入手するほか、必要があれば発注者が提供を行う。
- (3) 発注者が提供した写真や画像データ等を使用する場合は、必要があれば補正作業を行うこと。
- (4) マップ等のイラストは受注者が作製すること。
- (5) 作製した電子データ等は、市が所有することとする。
- (6) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (7) 内容校正、色校正は各1回以上行い、校了になるまで行うこと。
- (8) その他、必要な事項が生じた場合には、受注者と発注者で協議し、対応を決定する。